

(改定前)	(改定後)
<p><u>【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</u></p> <p>(1) 金融検査の基本的考え方等については、「金融検査に関する基本指針(金検第369号)」(平成17年7月1日)において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該基本指針に基づいて行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>【はじめに】</u></p> <p>(1) 金融検査の基本的考え方等については、「金融検査に関する基本指針(金検第369号)」(平成17年7月1日)において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該基本指針に基づいて行う。</p> <p><u>(2) 当該基本指針において示された金融検査の基本的考え方を踏まえた適切な検査を実施するため、検査官は、預金等受入金融機関<sup>1</sup>(以下「金融機関」という。)に対する検査の実施にあたり、特に以下の点に配慮する必要がある。</u></p> <p><u>重要なリスクに焦点をあてた検証(「リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング」アプローチ)</u></p> <p>検査官は、立入検査開始前、立入検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各金融機関の持つリスクの所在を分析し、<u>重要なリスク<sup>2</sup>に焦点をあてたメリハリのある検証に努める必要がある。</u></p> <p><u>問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明</u></p> <p>検査官は、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、<u>金融機関との間で、問題の本質的な改善のために必要な対応の方向性(改善の方向性)に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある。</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(2) <u>本マニュアルは、検査官が、預金等受入金融機関(下記(3)参照。以下、「金融機関」という。)を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される。</u></p>	<p><u>問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証</u></p> <p><u>検査官は、( )問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組については評価すること、( )検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態<sup>3</sup>についても十分検証すること、の二点に留意し、的確な実態把握を行う必要がある。</u></p> <p><u>指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化</u></p> <p><u>検査官は、指摘事項や評価に関する対話・議論を進めるにあたっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、より高い水準の内部管理態勢の構築に向け、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示す必要がある。</u></p> <p><u>検証結果に対する真の理解(「納得感」)</u></p> <p><u>検査官は、金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組につながるよう、的確な検証、経営陣との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解(「納得感」)を得るよう努める必要がある。</u></p> <p>(3) <u>本マニュアルは、検査官が、金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される。</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(追加)</p> <p>また、本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。</p> <p>チェック項目について記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互牽制が機能する組織態勢が整備されているかを検証するものとする。</p> <p><u>したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関の取組状況を十分に聴取し、双方向の議論を行う必要がある。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>こうした考え方は、「金融サービス業におけるプリンシプル」<sup>4</sup>において、金融機関と当局の間で共有されている。</u></p> <p>また、本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。</p> <p><u>したがって、</u>チェック項目について記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものであると認められるのであれば、不適切とするものではない。例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互牽制が機能する組織態勢が整備されているかを検証するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><sup>1</sup> [本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項](1)参照。</p> <p><sup>2</sup> ここでは、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保に重大な影響を及ぼし得るリスク全てを対象としており、本マニュアルにおける各リスク管</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(3) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社、証券会社等は含まないものとする。 (以下、略)</p>	<p><u>理態勢でいうリスクに限定するものではない。また、問題が発生している場合だけでなく、問題が発生していないリスクも重要なリスクに含まれる。その判断にあたっては、問題が発生した場合に経営に及ぼす影響度に加え、問題が発生する可能性も勘案して検討する必要がある。</u></p> <p><sup>3</sup> <u>改善・向上に向けたベクトル(改善・向上に向かっているのか、取組は広範囲なものか、取組はスピード感をもって行われているか等)を十分見極める必要がある。</u></p> <p><sup>4</sup> <u>金融機関が業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動規範・行動原則として、平成20年4月18日に公表されている。同プリンシプルでは、「1. 創意工夫をこらした自主的な取組みにより、利用者利便の向上や社会において期待される役割を果たす」、「12. 業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う」等の考え方が示されている。</u></p> <p><u>[本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項]</u></p> <p>(1) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社、証券会社等は含まないものとする。 (以下、略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p><u>(4)</u> 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役(会)設置会社である銀行を念頭において記述されている。金融機関の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。</p> <p>(以下、略)</p> <p><u>(5)</u> チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。</p> <p>(以下、略)</p> <p><u>(6)</u> 本マニュアル中の用語については以下による。</p> <p>(以下、略)</p>	<p><u>(2)</u> 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役(会)設置会社である銀行を念頭において記述されている。金融機関の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。</p> <p>(以下、略)</p> <p><u>(3)</u> チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。</p> <p>(以下、略)</p> <p><u>(4)</u> 本マニュアル中の用語については以下による。</p> <p>(以下、略)</p>